

令和6年4月開所分

家庭的保育事業



募集要項

募集期間：令和5年5月26日(金)～6月26日(月)

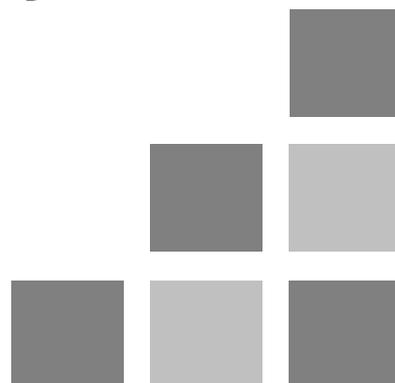
※事前協議は令和5年6月16日(金)までに行ってください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、選考のスケジュールやその後のスケジュールに変更が生じる場合があります。

横浜市こども青少年局

【問合せ先】

- 整備が必要な地域に関すること。
横浜市こども青少年局保育対策課
TEL：045-671-4469
- 申請要件や施設の基準等に関すること。
横浜市こども青少年局こども施設整備課
TEL：045-671-4146



目 次

1	募集概要	P 1
2	家庭的保育事業の整備・運営について	P 2
3	連携施設の確保について	P 11
4	事業実施者の審査基準	P 13
5	スケジュール	P 14
6	申請方法等について	P 15
7	面接について	P 16
8	その他	P 16
9	問合せ先	P 16

参考資料

資料 1 給付費について

資料 2 連携施設受諾促進加算の諸条件について

資料 3 令和 5 年度子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）

資料 4 かながわ保育士・保育所支援センター

昨年度募集からの主な変更点

■近隣公園を利用する場合には、当該公園を利用すると想定される他園等と利用方法等について調整を行っていただくこととなりました。

1 募集概要

家庭的保育者の居宅等で0歳から2歳までの児童を保育する家庭的保育事業を運営する事業者を募集します。

(1) 家庭的保育事業整備の募集対象地域

色付きの地域は、前回募集の申請・審査状況や他の整備状況等により変更・消去される可能性があります。

「整備が必要な地域」は、経年の待機児童数や保留児童数、申請動向等を踏まえて設定していますが、今後の整備募集や利用申請の状況等により、変動する場合があります。

なお、家庭的保育事業は整備される施設の規模から、整備できる場所に明確な制限を設けていませんが、基本的な駅からの範囲は小規模保育事業の整備が必要な地域に準じます。

整備が必要な地域

区	対象エリア	区	対象エリア
社	「整備が必要な地域」を更新しました。(令和5年6月14日更新)		
	更新後の対象エリアは、本募集要項のリンクの下にある		
	「 <u>(※) 令和5年6月14日更新：令和6年4月開所に向けた小規模保育事業の整備が必要な地域一覧 (令和5年6月14日更新)</u> 」		
※	のリンクからご確認ください。		

原則設けないこととします。

(2) 整備費の助成

事業者が所有する物件又は賃借する物件の改修に対して、「整備費（備品含む）」の助成を行います。

〔助成金額〕

200万円（上限）

※200万円のうち、保育の実施に必要とする備品購入は65万円を限度とします。

〔対象経費（事例）〕

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷蔵・冷凍庫の購入
- ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・幼児用トイレ、幼児用シンク、幼児用バス（沐浴槽）、調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え

※助成金を受けて改修等をする場合は、実施設計審査を行います。

【参考】

「契約の手引き」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>

(3) 開所日

令和6年4月1日（厳守）

(4) その他

家庭的保育者の定年等に伴い、新たな家庭的保育者を立てたい場合（いわゆる代替わり）については、募集エリア（前頁 1（1）家庭的保育事業整備の募集対象地域）に限らず個別に対応しますので別途御相談ください。

2 家庭的保育事業の整備・運営について

(1) 制度概要

保育士の資格や看護師及び幼稚園教諭の免許をお持ちの方、家庭的保育を経験された方等で横浜市が認可した家庭的保育者が、家庭的保育者の居宅等で児童を保育します。

(2) 対象児童

満3歳未満で、保育を必要とする児童

(家庭的保育者及び家庭的保育補助者と3親等以内の親族関係にない児童)

(3) 定員規模

3人以上5人以下

(4) 児童を預かるまでの流れ(令和6年4月1日入所の場合)

令和5年11月頃

① 市が利用の申請を受け付け、入所する児童を調整します。

令和6年2月頃

↓

② 利用決定通知を受け取った保護者から家庭的保育者へ連絡がありますので、双方でご相談のうえ、面談日時を設定します。

令和6年3月中旬～下旬

↓

③ 家庭的保育者と保護者の面談で、保護者の方へ保育方針や保育内容について詳しく説明し、利用契約を結びます。

令和6年4月1日

↓

保育の開始

(5) 利用料金について

利用料金は、家庭的保育者とその責任において徴収します。(利用料金は、保護者の市民税額により、各区福祉保健センターで決定します。)

<参考資料3 令和5年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料(保育料)>

(6) 支援体制について

ア 保育相談員による訪問相談

乳幼児の発達及び情緒の安定、心身の調和を図るような保育内容を促すとともに、保育に関する相談に応じるため、年2回、こども青少年局の保育相談員が、訪問相談を実施しています。

イ 看護師による巡回訪問

日常保育における保健活動の円滑な実施を図り、保健衛生に関する知識の啓発、助言、相談を行うため、市立保育所の看護師による巡回訪問を実施しています。

ウ 研修会の実施

保育内容の充実を図るため、研修会を実施しています。

エ 運営指導の実施

児童の処遇計画、安全確保及び健康管理等の観点から、年1回、区福祉保健センターによ

る立入調査を実施しています。

(7) 整備計画地について

土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれが考えられるため、神奈川県が、市全域で区域指定しています。

このため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。今後、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)などから土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定された場合、建築物の安全対策や移転などが必要になる可能性がありますので、整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

(参考法令等)

- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)
- ・ 神奈川県土砂災害ポータル
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

(8) 事業における注意事項

家庭的保育事業は原則市が設定する定年まで運営していただく事業となりますが、やむを得ない理由により事業継続が難しくなることが判明した場合は、事業廃止予定年度の少なくとも3年前までに市に協議をしてください。

なお、定年による事業廃止の場合も事業廃止年度の3年前までに市にご連絡ください。

(9) 設備基準の概要

定員構成について	
対 象 年 齢	0歳～2歳
受 入 規 模	3人以上5人以下
家庭的保育者について	
資 格 ・ 経 験 等	<p>【助成金を受ける場合】①及び②の両方に該当する個人であること 【自主整備の場合】①に該当する個人であること（②にあてはまることが望ましいです。面接等で低年齢児の保育経験及び保育の資質について確認します。）</p> <p>※法人格による申請は募集しておりません。</p> <p>①以下のア～エのいずれかに該当すること ア 保育士の資格 イ 看護師の免許 ウ 幼稚園教諭の免許 エ 家庭的保育補助者の経験が1年以上（※）ある方 ※1年以上とは・・・ 例：週1回の家庭的保育補助者の経験 → 5年の経験が必要となります。</p> <p>②低年齢児全ての保育知識を有し、保育士資格を取得後、認可保育施設（※1）において、低年齢児の保育経験が常勤で3年以上ある者（0歳児の保育経験は必須）</p> <p>※1 保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。</p>
年 齢 等	<p>申請要件：満25歳以上61歳以下の方（※） ※ 年齢は、令和6年4月1日時点の満年齢とします。</p> <p>なお、事業の実施については、満66歳を迎えた年度末までとなります。</p>
そ の 他 の 要 件	<p>① 家庭的保育者は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>② 家庭的保育者は、他に職業を有せず、児童の保育に専念できる者であること。</p> <p>③ 家庭的保育者は、現に養育している学齢前の児童がいない者であること。（ただし、自宅以外に家庭的保育の実施場所を確保する場合は申請できます。）</p> <p>④ 家庭的保育者は、施設賠償責任保険、児童傷害保険又はこれらに類すると認められる保険等に参加しなければならない。</p> <p>⑤ 家庭的保育事業を設置・運営するにあたって、必要な資力・信用があること。</p> <p>⑥ 「募集対象地域」に指定されているエリアにおいて、整備物件を確保し、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。（賃借物件による場合は、横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱（以下「認可・確認要綱」という。）第14条による）</p> <p>⑦ 児童福祉法における欠格事由を有しないこと。 （例：不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこ</p>

	<p>と。)</p> <p>⑧ 家庭的保育者は、以下に該当しないこと。</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>イ 暴力団経営支配法人等</p> <p>ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>エ 破産者で復権を得ない者</p> <p>オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。</p> <p>カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律、刑法第204条（傷害罪）、刑法第206条（現場助成罪）、刑法第208条（暴行罪）、刑法第208条の3（凶器準備集合及び結集罪）、刑法第222条（脅迫罪）、刑法第247条（背任罪）に違反したことにより、罰金の計に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>キ 市税等の滞納があること</p> <p>⑨ その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと。</p> <p>※⑧については同居の親族も該当しないこと</p>
事業者の決定	認可事前協議の申請に対し、書類審査・実地調査・面接等を行い、横浜市児童福祉審議会の審議を経て、その適否を決定します。
研修の実施	<p>事業開始までに以下の研修の修了が必要となります。</p> <p>① 認定研修（保育士の資格を保有していない場合のみ）</p> <p>② 子育て支援員研修地域保育コース＜地域型保育＞（保育士資格の有無を問わず全員が対象）</p> <p>【参考】「神奈川県子育て支援員研修」 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/shienin/1386_0_2018kosodate.html</p>
職員配置について	
配置すべき職員	<p>①家庭的保育者</p> <p>②家庭的保育補助者</p> <p>③調理員（連携施設等からの搬入や調理を委託する場合を除く）</p> <p>④嘱託医</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児科医が望ましいが、難しい場合は内科医とすること ・歯科・内科はそれぞれ選定すること ・連携先の嘱託医と兼ねることも可
補助者の要件	<p>保育の補助を行う家庭的保育補助者（保育士資格を保有していることが望ましい。）の雇用が必要です。</p> <p>補助者の要件は次のとおりです。</p> <p>① 開所までに子育て支援員研修地域保育コース＜地域型保育＞を修了していること。</p>

	<p>※今年度の神奈川県主催の「子育て支援員研修」の募集期間については、下記ホームページをご確認ください。</p> <p>【参考】「神奈川県子育て支援員研修」 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/shienin/1386_0_2018kosodate.html</p> <p>②心身ともに健全であること。 ③乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。 ④補助者は、以下に該当しないこと ア 成年被後見人又は被保佐人 イ 暴力団経営支配法人等 ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者 エ 破産者で復権を得ない者 オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。 カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律、刑法第204条（傷害罪）、刑法第206条（現場助成罪）、刑法第208条（暴行罪）、刑法第208条の3（凶器準備集合及び結集罪）、刑法第222条（脅迫罪）、刑法第247条（背任罪）に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 キ 市税等の滞納があること</p>
<p>設備構造等について</p>	
<p>階 数 等</p>	<p>乳幼児の保育を行う専用の部屋は、原則として、居宅等の1階とする。ただし、居宅等の1階に保育室が確保できない場合は、居宅等の2階までに設置することとし、その場合は、建築基準法に規定する耐火建築物であり、避難上有効な設備を有するものであること。</p> <p>※2方向の避難経路が確保されていること。 ※居宅等が借家である場合は、家主の承諾があること。 ※借家である場合は、賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上またはそれと同等に認められる場合であること。</p>
<p>耐 震 性</p>	<p>新耐震基準を満たし、耐震上の問題がない建物とする。</p> <p>※昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されている建物で申請する場合は、耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書、耐震判定機関等により耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと、または完了する見込みであることがわかる書類等を提出していただき、問題がなかったもの又は耐震補強が済んでいるものを対象とします。</p>
<p>安 全 性</p>	<p>既存建築物を改修して整備する場合は、建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付が確認できる建物のみ申請可能とする。</p>

	<p>※確認済証がない場合は、「建築計画概要書」を提出していただきます。</p> <p>※検査済証がない場合は、「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明書」を提出していただき、検査済証受付年月日の記載があり「未記載」となっていないことを確認します。</p> <p>上記が確認できない時は、法適合を証明できる場合（ガイドラインによる建築基準法適合状況調査を実施し、完了検査までに基準適合が可能である場合に限る）のみ、整備が可能となります。</p>
保育室の面積	<p>1室あたり面積9.9㎡以上とし、実質的に児童の保育に使用する面積が、児童1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>0歳児を合同保育室で保育をする場合にはベビーゲート等で他年齢児と保育スペースを区画すること。</p>
面積の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室等の面積は、壁芯・有効の各面積を算定すること。（異年齢を1室の保育室とする場合も、各年齢毎に面積を算出すること。） ・その他の面積は、壁芯面積を算定すること。 <p>※有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①押し入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚 ②吊り押し入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものを除く） ③手洗い器 ④ピアノ
便所・便器	<p>便所は、保育室・調理設備（または調理室）と区画されていること。</p> <p>児童用と職員用とがあり、衛生面への配慮から必ず各便所内に手洗いを設けてください（児童と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可。ロータンク手洗いのみは不可）。</p>
医務室	<p>児童が体調を崩した時などに静養する医務スペースを設けること。</p> <p>※静養又は隔離機能を持つ「部屋」にあることが望ましい。</p>
調理設備・調理室	<p>保育室と区画（腰高程度で可）し、衛生面で問題のないこと。</p> <p>保育用の専用冷蔵・冷凍庫を設置、または同等の取扱いができること。</p> <p>調理員専用の手洗い設備が設置されていること、または設置予定であること。</p>
衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児用と乳児用以外の手洗い設備を保育室内にそれぞれ設けることが望ましい。 ・沐浴設備を設置することが望ましい。
採光・換気等	<p>採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積が、その居室の床面積に対して1/5以上であること。</p>
非常災害防止	<p>火災警報器及び消火器を有すること。</p>
屋外における遊戯等に適した広さの庭	<p>実施施設の敷地内に、2歳児1人あたり3.3㎡以上であり、児童が実際に遊戯できる面積の屋外の遊び場があること。ただし、敷地内に適当な遊び場を確保することが困難な場合は、児童の歩行速度で5分程度（概ね300m以内）にそれに代わる公園等があること。距離は実際の歩行ルートで計測すること。</p>
権利関係	<p>土地及び建物の権利については、家庭的保育者が所有又は賃借契約期間が賃借借契約において10年以上、またはそれと同等と認められる場合であること。</p> <p>※定期建物賃借契約の場合は担当者までご相談ください。</p>
通信環境	<p>横浜市への支払請求事務をパソコンで行うため、インターネットが使用できる通信環境であること。</p>
ペットの飼育	<p>動物アレルギーを発生させる可能性のある動物や、児童に危険を及ぼす可能性ある動物を飼育していないこと。</p>

経営の安定性について	
経済的基礎	<p>① 家庭的保育者が年間運営事業費※の6分の1（約2か月分）以上の額を安全性があり、かつ換金性の高い預貯金等（普通預金、定期預金等）により保有していること。 ※申請時の定員数により年間で支払われる公定価格及び横浜市の独自助成である向上支援費に基づき算定してください。年間運営事業費の目安は「参考資料2」をご覧ください。</p> <p>② 整備に必要な資金が確保されていることを確認します。整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれるかどうかを、償還計画書をもとに確認します。</p> <p>③ 本申請のほか、施設整備を予定している場合については、申請状況・資金計画について確認します。</p> <p>④ <u>開所当初は定員に満たないケースもあるため、余裕をもった資金計画を立ててください。</u></p> <p>⑤ 資金の管理については当該家庭的保育事業専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分してください。認可申請時（令和5年12月頃）までに口座を開設してください。</p>
保育内容について	
保育内容	<p>保育内容は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準拠するとともに、家庭的保育の特性に留意して、保育する児童の状態に応じた保育を行わなければならない。</p>
保育時間（開所時間）	<p>平日及び土曜日について原則8時間以上開所すること。（公定価格は11時間開所を想定しているため、8時間開所の場合は給付費が減額となります。） なお、本市の補助を受けての整備の場合は、平日及び土曜日について11時間以上開所すること。</p>
休園日	<p>休園日は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに、12月29日から1月3日の間とする。</p>
費用負担	<p>本市があらかじめ認めたと延長保育料、実費徴収（延長保育サービスに伴う夕食代、おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めることは禁止しています。</p>
保護者との連携	<p>保護者と密接な連携を取り合い、日々の児童の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育者等で日常の児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。</p>
給食	<p>原則、自園調理をすること。（調理業務の委託や連携施設からの搬入も可） ※連携施設から搬入の場合、搬入した給食や検食を保存するための冷蔵・冷凍庫（冷凍目安容量70L以上）が必要。</p>
保健衛生	<p>必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。</p>
健康診断等	<p>職員に対しては年1回、児童に対しては保育開始時の健康診断も含め、少なくとも年に2回健康診断を行うこと。 給食業務に従事する職員は、月1回以上検便を行うこと。</p>
連携施設	<p>【連携内容】「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の受け皿の設定」 ※「保育内容の支援」及び2歳児定員全員分の「卒園後の受け皿の設定」については、認可までに覚書により締結すること。 「代替保育の提供」については、必要に応じて覚書により締結すること。 ※事前協議にあたっては、2歳児定員全員分の「卒園後の受け皿の設定」について、連携先確保の見込みがあることを必要とします。（連携先確保の見込みとは、具体</p>

	<p>的な進級人数について連携施設から口頭での同意が得られている状態を示します。）</p> <p>【連携施設】認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）実施園）、認定こども園</p>
--	---

※その他法令等を遵守する必要があります。

(10) 近隣説明について

家庭的保育事業整備に伴う近隣対応は、応募事業者の責務です。整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等（特に近接する住民、町内会）に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民等への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告いただきます。近隣要望等については、応募事業者の責任において、誠意を持って対応してください。

<p>ア 申請時まで</p> <p>自治会町内会、ビル所有者及び近隣住民等（特に近接する住民）等に対し、申請前に必ず「家庭的保育事業整備について申請を行う」旨の説明をすること。</p> <p>近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明すること。</p> <p>なお、自治会町内会への連絡については、整備予定地の各区役所こども家庭支援課に御相談ください。</p> <p>イ 採択後</p> <p>整備について選定された後、速やかに地元自治会、近隣住民の方々に整備計画や運営等について説明すること。その際、保護者の送迎時の対応（駐輪・駐車等）や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。</p> <p>近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明し、報告すること。</p> <p>ウ 工事説明</p> <p>工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。</p> <p>エ その他</p> <p>近隣住民等への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施に当たっては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること。また、本市から指示があった場合は、戸別訪問又は説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。</p>
--

(11) その他

- ア 当該申請による事業採択が、認可を確約するものではありません。年末から年度末にかけて認可書類を提出していただき、内容を確認したのち、認可します。
- イ 当該申請において本市に御提出いただく関係書類は情報公開請求の対象となります。
- ウ 家庭的保育事業において、宗教の教義を広め、儀式行事を行う等、信者を強化育成することを目的とする活動は行わないでください。また、政治上の主義を推進することを目的とする活動も禁止されています。
- エ 同一エリアで整備予定か所数を超える申請があった場合は、「4 事業実施者の審査基準」により、評価の高い申請者を選考します。
- オ 自主財源にて整備を行うことも可能です。

3 連携施設の確保について

家庭的保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように連携施設を確保しなければなりません。近隣の認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）実施園が望ましい）、認定こども園と下記の内容について覚書を結んでください。連携先は複数設定していただいて構いません。

また、「保育内容の支援」及び2歳児定員全員分の進級先確保（「卒園後の受け皿の設定」）の見込み（※）があることが申請の条件となります。事業申請までに整備する区こども家庭支援課に事前に御相談いただくことも可能です。

※連携先確保の見込みとは、具体的な進級人数について連携施設から口頭での同意が得られている状態を示します。

(1) 連携施設の役割

ア 保育の支援【必須】

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、家庭的保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行っていただきます。認可書類提出時（令和5年12月頃）までに必ず締結していただきます。

イ 代替保育の提供【任意】

職員の急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行っていただきます。

ウ 卒園後の受け皿の確保【必須】

利用児童（2歳児）の卒園後の受け皿の設定について、認可書類提出時（令和5年12月頃）までに必ず覚書を締結していただきます。

(2) 連携先施設

ア 認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）実施園）、認定こども園のいずれかと締結することが可能です。

イ 連携施設の設定には、保育・教育理念や運営方針等確認しておくことが重要です。

(3) 連携施設受諾設置加算（横浜市独自加算）

家庭的保育事業の連携施設の確保を促進するため、連携先に対して雇用費等の経費の一部に充当するための助成を行っています。（自園に支払われる助成ではないので、ご注意ください。）

（令和5年度）

連携先	月額助成単価	支給条件
認可保育所	A区分	241,130円
	B区分	120,570円
幼稚園	A区分	89,000円
	B区分	60,300円
認定こども園	A区分	241,130円
	B区分	89,000円
	C区分	60,300円

助成を受けるためには支給条件があります。詳しくは「参考資料2」をご覧ください。

4 事業実施者の審査基準

(評価項目は例示です。)

評価項目	評価細目	
1 申込者の資質	(1) 資格・保育経験・勤務経験・継続予見性 (2) 健康状態 (3) 家族構成 (4) 財務状況	
2 職員体制	(1) 補助者の確保状況 (2) 調理員の状況	
3 周囲の状況	(1) 交通アクセス (2) 周辺環境 (3) 公園・屋外遊戯場の状況	
4 保育室の状況	(1) 定員構成 (2) 物件の権利関係 (3) 保育室の階層 (4) 調理設備の設置状況 (5) 採光 (6) 安全性・耐震性 (7) 防犯対策 (8) 衛生設備の設置状況	
5 連携計画	(1) 卒園後の進級先の確保 (2) 連携施設設定の内容	
6 面接	(1) 保育方針・施設運営の方針	保育理念、指針・要領等の理解度等
	(2) 人材確保・育成方針、キャリアパス	人材確保策、施設長・保育士等に対する人材育成の考えと具体案等
	(3) 地域対応・交流、苦情解決、保護者対応	地域対応・交流の考え方、苦情等の対応と責任等
	(4) 安全対策、防犯対策、事故時等の対応	事件・事故発生時における対応の理解度及び施設管理の考え方等
	(5) 個別評価項目	法人のサポート体制及び施設長としての資質(責任性、コミュニケーション力、熱意等)

5 スケジュール（予定）

変更することがありますので、あらかじめ、ご承知おきください。

時 期	スケジュール（予定）	
6月26日	申請書提出締切 ※提出先：こども施設整備課	
6月下旬～ 7月上旬	事業実施場所への現地確認 申請者との面接	
8月中旬	結果通知	
8月中旬以降 順次	保育士資格有の方	保育士資格以外の方
	子育て支援員研修（講義） 子育て支援員研修（実習） 2日以上	認定研修（講義7日程度） 子育て支援員研修（講義） 実習 2日以上+48時間 （子育て支援員研修分+認定研修分）
8月下旬以降 順次	実施設計審査（改修等に係る助成を受ける場合） 助成金交付申請・決定 工事着工	
12月上旬頃	認可・確認申請書類提出	
2月29日（厳守）	整備完了・完了検査	
4月1日	開園	

6 申請方法等について

(1) 事前相談

申請物件の基準及び整備エリアの適合性等を確認するため、申請を希望される場合は、必ず令和5年6月16日（金）までに事前相談にお越しくください。

電話でご予約及び事前にExcel（図面等はPDF）データを送信していただいたうえで、相談にお越しくください。

※直接お越しいただくことが困難な場合は御相談ください。

【必要な書類】

- ア 計画している家庭的保育事業の案内図（屋外遊戯場や付近の公園の位置が分かるもの）、配置図、平面図
- イ（既存建物の場合）建築確認済証及び検査済証の写し（又は、検査済証交付年月日の記載があり、「未交付」と記載されていない「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明書」）
- ウ 開所までのスケジュール（各種申請・工事関係工程、開所準備期間を反映したもの）
- エ その他「事業計画書」など

(2) 事前協議書の提出期限

令和5年6月26日（月）午後5時（必着）まで

(3) 提出方法

データを電子メール送付で御提出ください。

■提出先

横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所13階

こども青少年局こども施設整備課

電話：045-671-4146

Eメール：kd-seibi-hoiku@city.yokohama.jp

（最寄駅）みなとみらい線馬車道駅

JR桜木町駅もしくは市営地下鉄桜木町駅

(4) 提出書類

申請書類等の様式	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/chikigata/
----------	---

■ファイル名について

各資料のファイル名は次のとおりとしてください。

「資料番号_添付資料名_日付（状況）」

→例1：「01_事業計画書_1107（提出）」

例2：「02_履歴事項全部証明書の写し_1107（再提出）」

※電子メールによる資料送付は、市役所のメールサーバーの仕様により添付ファイルの容量上限が7MBとなりますので、容量を超える場合は、zipファイルにてまとめていただくか、大容量ファイル転送サービスをご案内しますのでメールにてご連絡ください。頂いたメールアドレス宛にアップロード先URLのご案内を致します。

※不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください

7 面接について

- ア 日時：6月下旬～7月上旬（予定）
- イ 面接場所：横浜市役所（面接日時と併せて別途ご案内します。）
- ウ 面接内容
4「事業実施者の審査基準」「6 面接」のとおり

8 その他

- ア 申請後、面接前までに申請物件の現地調査をさせていただきます。
- イ 御提出頂いた申請書類及び添付資料は返却いたしません。
- ウ 審査をする上で、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- エ 採択後、いくつか条件を附すことがありますので、あらかじめ御了承願います。
- オ 平面図は設計士の方に依頼して作成してください。

9 問合せ先

(1) 制度・申請方法・申請内容に関すること

不明な点等ありましたら、下記担当までお問い合わせください。

横浜市子ども青少年局子ども施設整備課
【電話番号】045-671-4146
【FAX番号】045-550-3607
【電子メール】kd-seibi@city.yokohama.jp
【担当者】 家庭的保育事業担当

(2) 募集エリア・各区のニーズに関すること

下記の部署まで電話又は電子メールにてお問い合わせください。

横浜市子ども青少年局保育対策課
【電話番号】045-671-4469
【電子メール】kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp
【担当者】 各区担当（該当するエリア（区）をお伝えください。）

参考資料

- 1 給付費について
- 2 連携施設受諾促進加算の諸条件について
- 3 令和5年度子ども・子育て支援新制度

利用料（保育料）月額

- 4 かながわ保育士・保育所支援センター

参考資料1 給付費について

新制度では保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき給付費をお支払します。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額(児童一人当たりの単価)と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

利用者負担は横浜市が保護者の所得に基づき決定した金額を徴収していただきます。

【参考サイト】

- ・新制度全般(内閣府HP)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

- ・公定価格の単価表及び試算ソフト掲載先 URL

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

家庭的保育事業 年間運営事業費の目安額		
(令和5年度 公定価格概算モデル) ※横浜市の独自助成である向上支援費を含む		
	年間運営事業費	年間運営事業費の1/6
3人型	11,379,600円	1,896,600円
5人型	17,974,800円	2,995,800円

連携施設受諾促進加算の諸条件について(5年度)

連携先	月額助成単価		支給条件
認可保育所	A区分	241,130 円	<p>支給条件</p> <p>下記の条件①ア、イ、ウ全てに該当すること又は条件②ア、イ両方に該当すること。</p> <p>条件ア 保育内容の支援(以下のうち3項目以上に該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する ・連携施設への給食の提供を実施している。 <p>条件イ 一時保育事業又は地域子育て支援*を実施している。 ※地域子育て支援の例 地域の子どもへの園庭開放、地域の保護者への育児講座、育児相談の実施、地域の子育て支援活動への参加(赤ちゃん教室や子育てサロン等)</p> <p>条件ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>単価</p> <p>条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 241,130 円 条件②ア、イ両方に該当する場合 B区分 120,570 円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分	120,570 円	
幼稚園	A区分	89,000 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)(就労要件のある横浜市型の預かり保育)を実施している。</p> <p>条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>条件ウ 保育内容の支援について、以下の①～③の項目を全て実施している。</p> <p>①事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。</p> <p>②施設の状況に応じ、連携施設に対して、施設や園庭を開放する。</p> <p>③連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。</p> <p>単価</p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 89,000 円 条件② ア、イともに該当する場合 B区分 60,300 円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分	60,300 円	
認定こども園	A区分	241,130 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>条件イ 保育内容の支援を行っている。(以下のうち3項目以上該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。 ・連携施設への給食の提供を実施している。 <p>条件ウ 3号認定の保育を実施している。</p> <p>単価</p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 241,130 円 条件② ア、イ両方に該当する場合 B区分 89,000 円 条件③ アのみに該当する場合 C区分 60,300 円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分	89,000 円	
	C区分	60,300 円	

令和5年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）（月額）

参考資料 3

（単位：円）

認定区分	1号認定	2号認定（3歳児クラス～） ※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から
対象施設・事業	認定こども園（教育利用）・幼稚園	認定こども園（保育利用）・認可保育所
負担額	0	0

負担区分	認定区分	3号認定（0～2歳児クラス） ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで								
	対象施設・事業	認定こども園（保育利用）、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業				
	きょうだい区分	第1子※		第2子※		第1子※		第2子※		
	利用時間区分	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500	
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	D2	10,001円以上～48,600円以下	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3	48,601円以上～50,400円以下	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4	50,401円以上～57,700円以下	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5	57,701円以上～77,100円以下	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6	77,101円以上～97,000円以下	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	D7	97,001円以上～102,600円以下	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	D8	102,601円以上～120,600円以下	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9	120,601円以上～138,600円以下	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	D10	138,601円以上～169,000円以下	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
	D11	169,001円以上～174,900円以下	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	D12	174,901円以上～192,900円以下	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	D13	192,901円以上～211,200円以下	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
	D14	211,201円以上～228,900円以下	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
	D15	228,901円以上～246,700円以下	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
	D16	246,701円以上～255,700円以下	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
	D17	255,701円以上～264,700円以下	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
	D18	264,701円以上～273,700円以下	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
	D19	273,701円以上～282,700円以下	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
	D20	282,701円以上～291,700円以下	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
	D21	291,701円以上～301,000円以下	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
	D22	301,001円以上～309,700円以下	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
	D23	309,701円以上～335,800円以下	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
	D24	335,801円以上～361,300円以下	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
	D25	361,301円以上～387,700円以下	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
	D26	387,701円以上～397,000円以下	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
	D27	397,001円以上	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
ひとり親世帯等	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
	E1	D1階層でひとり親世帯等	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
	E2	D2階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
	E3	D3階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E4	D4階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E5	D5階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

※きょうだい区分のカウント方法は「利用料のご案内」もしくは「利用案内」等で確認してください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

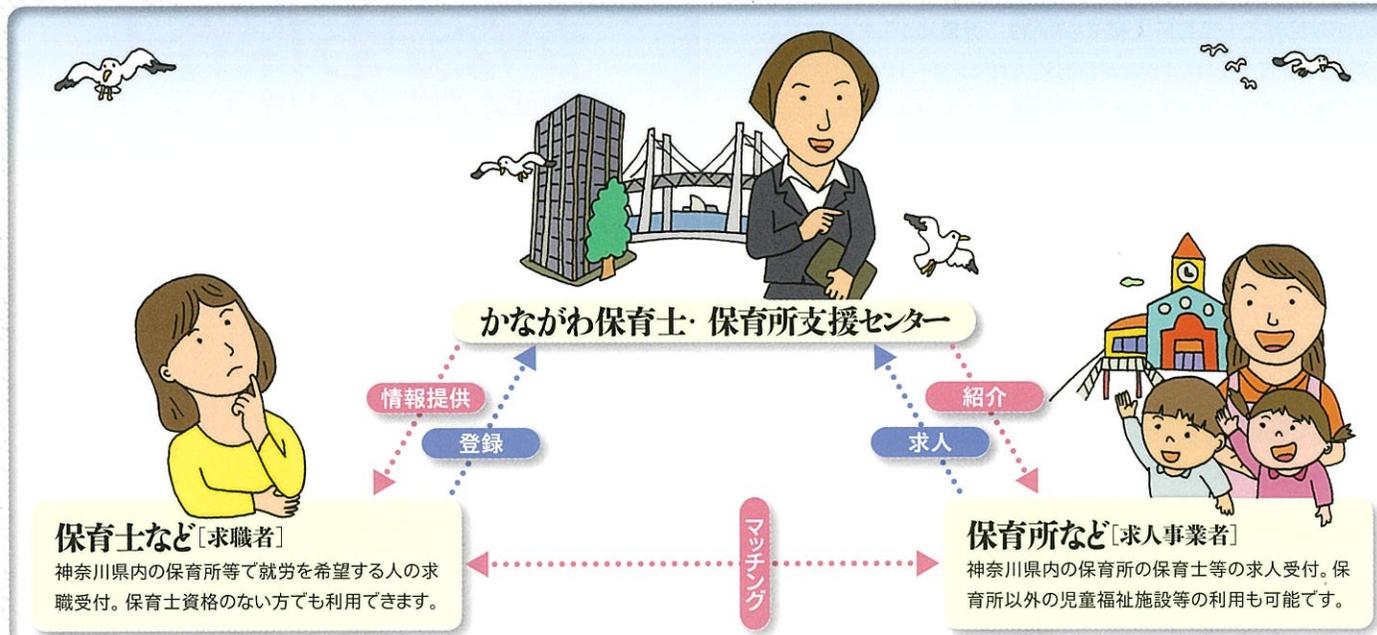
※利用料は、市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。

※政令指定都市の場合、平成30年度より市民税額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用料における市民税所得割課税額は6%の税率を用いて算出しています。（政令指定都市で独自減税により市民税率が6%でなかった自治体についても変更前の従来の税率により計算します。）

※月の途中に利用開始または利用を止めた方は、在籍日数に応じた利用料（10円未満は切り捨て）になります。

※3号認定：その月の利用料＝利用料（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く・25日を超える場合は25日）÷25

※E0～E5階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（同居親族がいる場合など対象外となることがあります）、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、C階層、D1～D5階層はE0～E5階層になります。



保育士など[求職者]
神奈川県内の保育所等で就労を希望する人の求職受付。保育士資格のない方も利用できます。

保育所など[求人事業者]
神奈川県内の保育所の保育士等の求人受付。保育所以外の児童福祉施設等の利用も可能です。

就職相談・コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。
ご希望により、就職先の情報提供や見学等の調整、紹介をします。
就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言もします。
ブランクのある保育士の方もお気軽にご相談ください。

出張相談会の実施

県内各地にかながわ保育士・保育所支援センターの相談窓口が出張して個別相談に対応します。
日程・会場等はホームページ等でお知らせいたします。

職場見学等の調整

応募したいと考えている求人先の職場見学や仕事体験などのご相談を受け、調整をいたします。職場見学、仕事体験にあたっては求職登録が必要です。

保育に関する情報提供

保育に関わるさまざまな情報（資格や制度、就職相談会の開催日程等）をメールなどでお知らせします。

就職支援セミナー・相談会の開催

県内各地で就職支援セミナーや就職相談会を開催しています。詳しい日程・会場等はホームページ等でお知らせします。

就職支援セミナー

就職にあたって参考になる情報を聞くことができます。
【例】 保育園の一日の流れ、仕事の内容
保育をめぐる最近の状況
保育の仕事に復職・転職した人の経験談等

就職相談会

県内各地から保育所がブースを出展し、それぞれの園の特徴や求めている人材について直接聞くことができます。

まずはセンターに登録!

さまざまな情報やアドバイスが受けられます。

かながわ
保育士・保育所
支援センター

すぐに就職したい方

- ◆ 就職相談
- ◆ 職場見学等の調整
- ◆ 求人情報の提供
- ◆ 就職先の紹介

いずれ就職しようと考えている方

- ◆ 保育の資格や仕事に関する情報提供
- ◆ 各種セミナー等のご案内

かながわ保育士・保育所支援センターの各種事業への参加は、雇用保険の求職活動実績対象となります。

保育士就職準備金について

保育士の資格保有者が保育の仕事に就職する際、準備金の貸付を受けることができます。神奈川県内で2年間保育の仕事に従事すると返還が免除となります。
貸付申請にはかながわ保育士・保育所支援センターへの求職登録が必要です。

求職登録 www.fukushi-work.jp/job/



貸付には要件がありますので、下記ホームページでご確認ください



www.knsyk.jp/s/jinzaicenter/jinzai_kashituke_06_shikin.html

貸付に関するお問い合わせは、福祉人材センターへ

TEL 045-312-4816

